

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和7年12月18日（金）					
場所	戸田市役所 7階 第5委員会室					
開会時刻	午後 1 時 30 分					
閉会時刻	午後 2 時 45 分					
会長	助友 裕子					
委員出席状況	萩原 康子	(出) 欠	長岐 緑	(出) 欠	吉市 真人	(出) 欠
	武内 幸恵	出 (欠)	早船 直彦	出 (欠)	梅田 浩	出 (欠)
	齋藤 友希	(出) 欠	染川 智行	(出) 欠	市川 悅夫	出 (欠)
	星 宏和	(出) 欠	助友 裕子	(出) 欠	山本 学	(出) 欠
	丸山 美春	(出) 欠	栗原 秀行	(出) 欠	安藤 浩	(出) 欠
事務局	健康福祉部 櫻井部長		健康福祉部 清水次長			
	企画財政部収納推進課 天野課長		健康福祉部保険年金課 福田課長			
	企画財政部収納推進課 尾崎主幹		健康福祉部保険年金課 太田主幹			
	健康福祉部保険年金課 滝沢主幹		健康福祉部保険年金課 井上主任			

会議の経過及び結果	
審議案件	
(1) 令和6年度戸田市国民健康保険特別会計決算について (2) 令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について (3) 国民健康保険税率に係る今後の方向性について (4) その他	
事務局	<p>司会及び開会のあいさつ</p> <p>戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数(15名中11名出席)に足りているため会議が有効である旨報告。また、一般の方からの傍聴の申出がなかった旨も併せて報告</p> <p>あいさつ</p> <p>戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告</p>
会長	<p>それでは、次第に基づきまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、「(1) 令和6年度戸田市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたしますので、事務局から説明願います。</p>
事務局	【資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等はございますか。
委員	国保税の収納率の推移をお示しいただいたが、他市の収納率と比べて戸田市はどの程度ですか。
事務局	令和6年度の収納率は81.91%で、県内63自治体中58位という状況です。
会長	他にご意見等はございますか。
委員	(特になし)

会長	特になれば、案件（1）については、以上となります。次に、「（2）令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたしますので、事務局から説明願います。
事務局	【資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等はございますか。
委員	（特になし）
会長	特になれば、案件（2）については、以上となります。次に、「（3）国民健康保険税率に係る今後の方向性について」を議題といたします。説明に入る前に、事務局から説明があるとのことですので、お願いします。
事務局	本市の国民健康保険税の税率改正について、戸田市国民健康保険運営協議会に対し、戸田市長から諮問がございました。本日、会場で参加していただいている委員に諮問書をお渡しすることとし、諮問書については、櫻井健康福祉部長から読み上げをさせていただきます。
健康福祉部長	【諮問書を読み上げ、委員に手渡し】
会長	前回の会議でも事務局から説明がありましたが、埼玉県の運営方針に基づき、保険税水準の統一に向けた取組を進めていかなければならない中、戸田市においても、国民健康保険税の税率改正について、スケジュールを含めて方向性を決める必要があります。そのため、当協議会が市長に意見を求められているという状況ですので、本日は、その辺を委員の皆様にご勘案いただき、ご意見をいただければと思っています。それでは、案件（3）について、事務局から説明願います。
事務局	【資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等はございますか。
委員	税率改正までのスケジュールが短いようだが、被保険者への周知が急ぎ足になってしまふということが非常に心配であると感じています。令

	和8年4月の税率改正が必要だということは理解していますが、世帯への影響が非常に大きいと言えます。また、1人当たり医療費は低いが、1人当たりの所得が高いという戸田市の特徴的な課題があるために、これまで、税率改正の検討に時間がかかってきたと思います。1つの考え方としては、もう少し議論の時間を取り、被保険者への説明や周知期間を設け、令和9年4月からの税率改正というのも考えられると思うのですが、その余地があるのかどうかをお伺いします。
事務局	令和8年4月からの税率改正は、確かにタイトなスケジュールになってしまいます。この点も踏まえて、委員の皆様から率直な意見を伺えればと思いますので、よろしくお願いします。
会長	令和9年4月から税率改正を行う場合、どのようなスケジュールになりますか。
事務局	令和9年4月からの税率改正ということを前提とするのであれば、検討・周知期間等を踏まえると、例えば、運営協議会でもう少し議論し、令和8年度早々には答申を行い、その後、議会や市民への周知や協議会での更なる具体的な協議等を行い、令和8年11月頃に、県から令和9年度の戸田市の標準税率が提示されますので、その税率を確認した上で、令和9年3月議会での条例改正の審議を経て、令和9年4月に税率改正を行うということも一案です。
会長	それでは、被保険者代表の委員は、ご意見等はございますか。
委員	税率を上げてほしくはないが、国保の被保険者は減少を続ける現状では、国や県の方針を考えると、やむを得ない部分もあると思っています。
委員	税率改正ありきで議論が進むことに違和感を覚えてしまうので、私自身、もう少し勉強していきたいと思います。
委員	物価高騰が続く中で税率が上ることは厳しいが、赤字という状況ではやむを得ないという部分と、国保の加入者が減少し、財政状況もひっ迫することを考えると、今後を不安に思う部分があります。
会長	公益代表の委員は、ご意見等はございますか。
委員	ただ単に財政的に厳しいから税率を上げるというのではなく、何か他にアイディアはないものかと思います。スケジュールについては、令和

	9年4月からの改正の方が時間をかけられるのではないかと思っています。
会長	保険医・保険薬剤師代表の委員は、ご意見等はございますか。
委員	歯科医の立場として、将来の重症化を防ぐためには若い頃から予防的な治療を行うことが必要であるが、実際には高齢者の方が医療機関にかかることが多いと感じていて、財政状況を鑑みた医療費の使い方について、そのバランスが非常に重要だと思います。
委員	薬剤師の立場として、医療費適正化という観点から、ジェネリック医薬品の利用推進や重複投与の防止に係る取組を行っています。税率改正のスケジュールについては、令和9年度から行うことには賛成です。
会長	被用者保険等保険者代表の委員は、ご意見等はございますか。
委員	税率改正はやむを得ないため、被保険者への丁寧な説明が重要であると考えます。また、医療費適正化という観点からの事業も引き続き実施してほしいと思います。
委員	意見としては、前の委員と同様です。1つ質問がありまして、赤字の解消が遅れることによって、令和9年度からの準統一には何か影響があるのでしょうか。
事務局	<p>戸田市としても、県の方針に基づき、令和8年度に法定外繰入の解消、令和9年度に準統一を目指すところですが、実際に準統一を行うということは税率を上げるだけではなく、法定外繰入のない状態、いわゆる赤字を解消することが必要あります。</p> <p>例えば、ある自治体が県の提示する標準保険税率に引き上げたが、収納率が想定より低くなり、法定外繰入、赤字を解消できなかったということも想定されます。また、令和8年度の税率引き上げを目指しながらも、協議の結果、令和9年度に引き上げていくという自治体もあるかもしれません。</p> <p>このように、県内の自治体が県の方針を目指しつつも、それぞれの自治体の事情により、令和8年度の法定外繰入の解消が達成されない可能性も考えられます。</p>
委員	分かりました。

委 員	令和8年4月からの税率改正は、市民からの反響が予想されるが、税率改正自体は避けられないと感じています。理解を得るための周知を令和8年度中に行い、令和9年4月からの税率改正を目指すのが現実的なではないでしょうか。
事 務 局	改めまして、税率改正の背景について、補足の説明をさせていただきます。国保の被保険者は、かつては農林水産業や自営業の方が大半を占めていましたが、現在は高齢者や無職の方の割合が高いという構造になっており、厳しい財政運営となっています。国における平成30年度の国保改革により、都道府県が財政の責任主体となったことで、一般会計からの法定外繰入が大きく減少したとはいえ、未だ財政的には厳しい状況が続いている。また、現在、被用者保険の適用範囲の拡大が行われており、今後、小規模の事業者にお勤めの方も、社会保険への切替えが一層進むことで、国保の被保険者は更に減少することが予想されます。そのような中、国において、自治体によって異なる税率を都道府県ごとに統一していくという方針が示され、日本の国民皆保険制度の中核を担う国民健康保険を維持していくため、国や県の考え方沿って、税率改正を進めていくことが各自治体に求められているところです。また、税率改正による歳入増加を図るだけでなく、歳出抑制のために、特定健康診査をはじめとした保健事業を効果的に実施することで、医療費の適正化を図ることも重要であると思っています。
会 長	ありがとうございました。事務局から補足の説明も踏まえまして、他にご意見等はございませんか。
委 員	(特になし)
会 長	ひと通りご意見をいただきましたので、本日のところは、ひとまずまとめさせていただくと、令和8年4月からの税率改正は困難ではないかとの意見が多いことから、今年度内に、もう少し協議を重ねていくということでおろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、案件(3)については以上となります。最後に、「(4)その他」を議題といたしますので、事務局から説明願います。
事 務 局	その他といたしまして、次回の国民健康保険運営協議会の会議日程です。

	令和8年1月23日(金)の13時30分からとさせていただきます。議事の細かな内容や開催方式については、決定し次第、正式に通知させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。
会長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見等はございますか。
委員	(特になし)
会長	それでは、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行を事務局にお返しします。
事務局	会長、議事進行どうもありがとうございました。以上で、令和7年度第2回戸田市国民健康保険運営協議会を終了します。

令和 6 年度戸田市国民健康保険事業特別会計決算について

資料 1 ~ 資料 4 解説

資料 1 について

1 歳入

(1) 国民健康保険税

予算現額 2,460,145,000 円に対して、決算額 2,638,537,150 円で、歳入全体に占める割合は、25.3% です。

(2) 県支出金

療養諸費や高額療養費等の保険給付に相当する額を県が交付するもので、予算現額 6,710,996,000 円に対して、決算額 6,487,656,672 円で、歳入全体に占める割合は、62.2% です。

(3) 繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、出産育児一時金の 3 分の 2 の公費負担に相当する額の繰入金その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金（304,673,000 円）のことを指します。予算現額 832,872,000 円に対して、決算額 826,685,277 円で歳入全体に占める割合は、7.9% です。

資料2について

2 歳出

(1) 保険給付費

被保険者が病気やけがで医療機関を受診したり、出産や死亡したりしたときなど、各種給付金の支給に要した費用です。予算現額 6,610,112,000 円に対して、決算額 6,345,473,100 円で、歳出全体に占める割合は、62.8%です。

(主な保険給付費について)

- ・**療養給付費** 被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。(保険給付費の内、約 98%)
- ・**療養費** 被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払った後、申請により被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するもので、緊急時に保険証の持参なく医療機関で治療を受け、医療費全額を支払いした場合に申請していただくものです。
- ・**高額療養費** 被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。(保険給付費の内、約 1.4%)

(2) 国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になりましたことから、「国保事業納付金」として県へ納付するもので予算現額 3,483,107,000 円に対して、決算額 3,483,105,518 円で、歳出全体に占める割合は、34.5%です。

資料3について

3 被保険者数の推移

被保険者数については、団塊の世代が後期高齢者医療制度の対象になっていくこと、社会保険適用拡大により現役世代を中心に社会保険への切り替えが進んでいることなどにより、減少が続いています。

資料4について

4 療養諸費及び一人当たりの医療費

前期高齢者を含む一般被保険者全体（0～74歳）の1人当たりの医療費は約33.9万円であり、埼玉県内の平均である約38.8万円と比較すると低い水準にあります。これは、戸田市の平均年齢は42.6歳（令和7年1月1日現在）と県内一若いまちであるためと考えられます。

一方で、前期高齢者（65歳～74歳）のみに着目すると、戸田市が約59.7万円であるのに対し、埼玉県内の平均では約54.1万円であり、約6万円高額になっております。

医療費は年齢の上昇に伴って高くなるといわれており、前期高齢者の医療費が医療費全体に大きな影響を及ぼしていくことが想定されることから、引き続き医療費削減と健増進事業の推進が求められています。

(3) 保健事業費

保健事業費につきましては、予算現額 149,219,000 円に対して、決算額 124,240,226 円で、歳出全体に占める割合は、1.2% です。

なお、特定健康診査の受診率に関しては、41.8%（令和 6 年度）であり、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復傾向にあります。

【受診率】R3 : 37.8% R4 : 38.4% R5 : 38.8%

（主な保健事業費について）

・**特定健康診査等事業費** 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導に係る費用。「第 4 期戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき実施しています。

・**保健衛生普及費** がん検診、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助に係る費用。「第 3 期データヘルス計画」に基づき実施しています。

資料 1

【歳入】

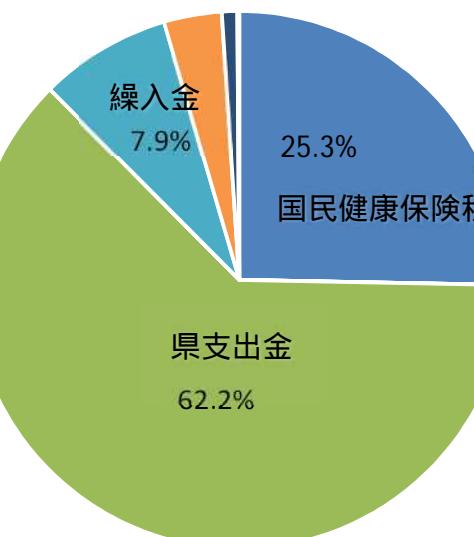
(単位 : 円)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算差引額
1 国民健康保険税	2,460,145,000	3,221,437,775	2,638,537,150	121,614,981	474,003,684	178,392,150
2 使用料及び手数料	60,000	59,200	59,200	0	0	800
3 県支出金	6,710,996,000	6,487,656,672	6,487,656,672	0	0	223,339,328
4 財産収入	12,000	10,500	10,500	0	0	1,500
5 繰入金	832,872,000	826,685,277	826,685,277	0	0	6,186,723
6 繰越金	362,272,000	362,272,676	362,272,676	0	0	676
7 諸収入	53,489,000	96,586,068	96,618,768	0	0	43,129,768
8 国庫支出金	12,897,000	12,897,000	12,897,000	0	0	0
歳入合計	10,432,743,000	11,007,605,168	10,424,737,243	121,614,981	474,003,684	8,005,757

翌年度繰越金額
(差引額)

317,498,478

収入済額の内訳



- 国民健康保険税
- 使用料及び手数料
- 県支出金
- 財産収入
- 繰入金
- 繰越金
- 諸収入
- 国庫支出金

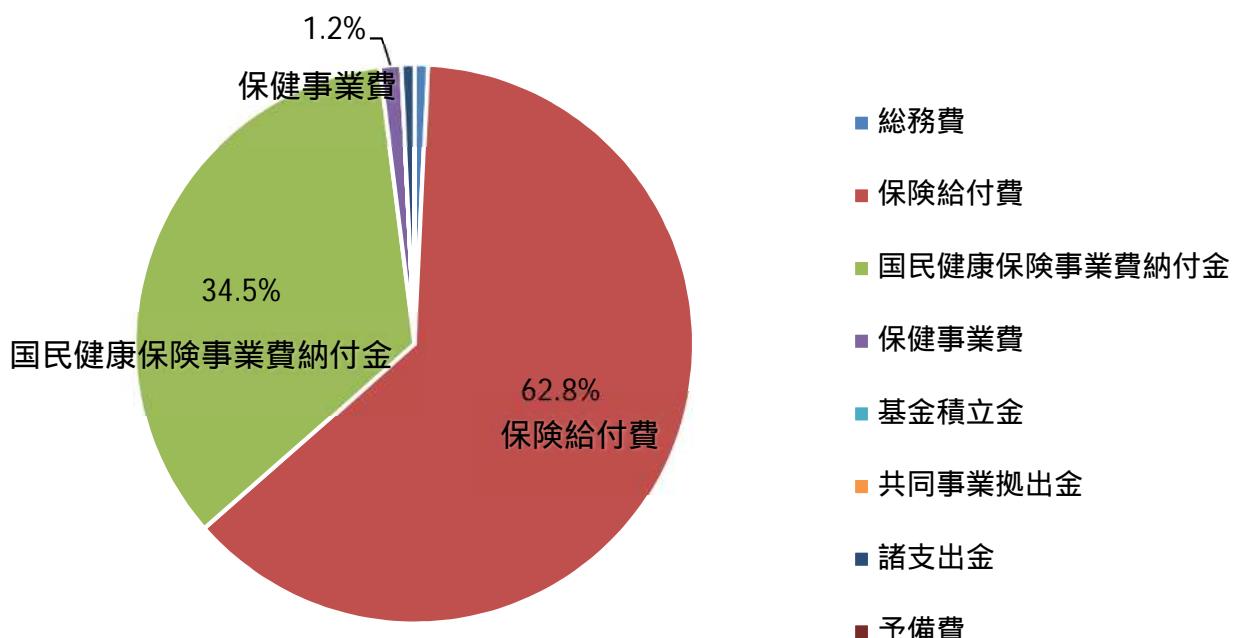
資料 2

〔歳出〕

(単位:円)

款	予算現額	支出済額	予算差引額
1 総務費	90,590,000	76,980,374	13,609,626
2 保険給付費	6,610,112,000	6,345,473,100	264,638,900
3 国民健康保険事業費納付金	3,483,107,000	3,483,105,518	1,482
4 保健事業費	149,219,000	124,240,226	24,978,774
5 基金積立金	12,000	10,500	1,500
6 共同事業拠出金	3,000	0	3,000
7 諸支出金	94,700,000	77,429,047	17,270,953
8 予備費	5,000,000	0	5,000,000
歳出合計	10,432,743,000	10,107,238,765	325,504,235

支出済額の内訳



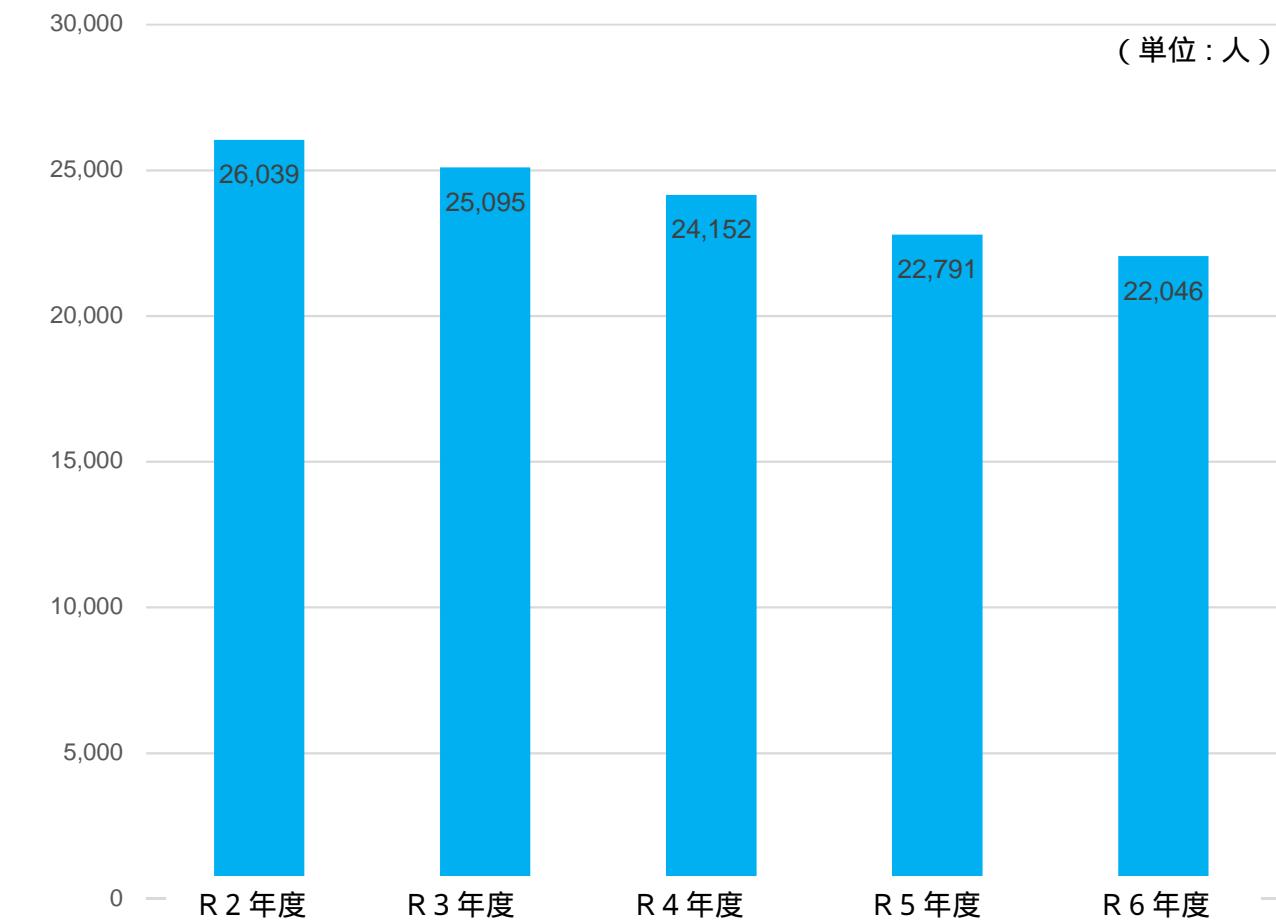
被保険者数の推移

(単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被保険者数	26,039	25,095	24,152	22,791	22,046
再掲	一般被保険者	26,039	25,095	24,152	22,791
	退職被保険者等	0	0	0	0

数値は平均被保険者数

被保険者数の推移

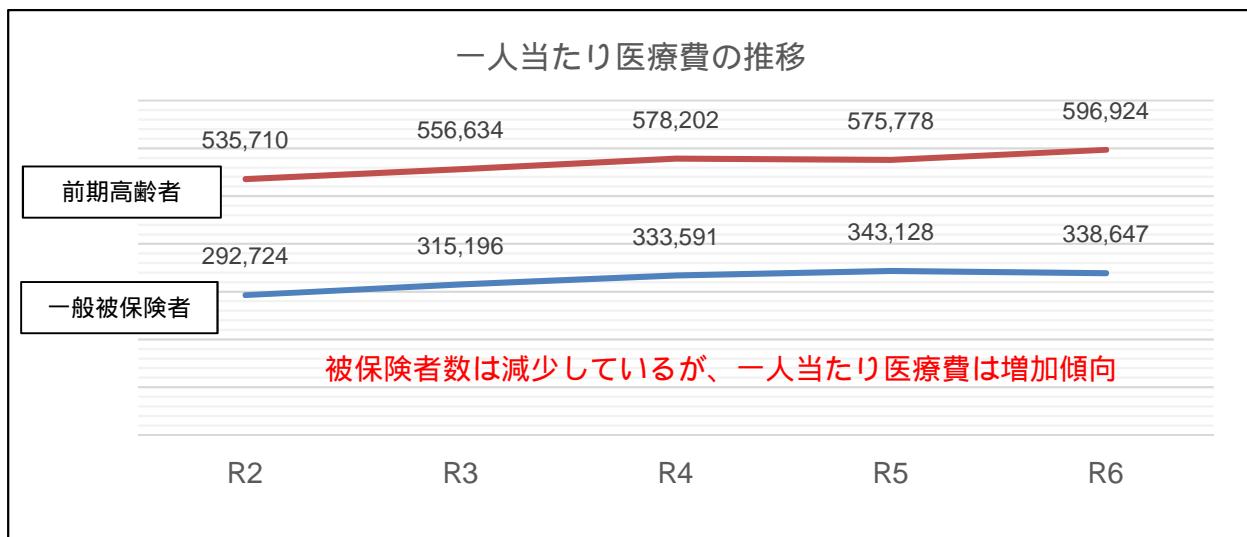


療養諸費及び一人当たりの医療費

年度		医療費 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	被保険者数 (人)	一人当たり医療費 (円)	前年度比伸び率 (%)
R2	一般被保険者 (前期高齢者含む)	7,622,228,874	5,543,373,295	2,078,855,579	26,039	292,724	0.88
	前期高齢者(再掲)	4,018,897,894	3,015,007,270	1,003,890,624	7,502	535,710	2.18
R3	一般被保険者 (前期高齢者含む)	7,909,832,583	5,775,633,479	2,134,199,104	25,095	315,196	7.68
	前期高齢者(再掲)	4,092,373,058	3,091,391,675	1,000,981,383	7,352	556,634	3.91
R4	一般被保険者 (前期高齢者含む)	8,056,887,482	5,870,998,682	2,185,888,800	24,152	333,591	5.84
	前期高齢者(再掲)	4,032,956,087	3,042,751,020	990,205,067	6,975	578,202	3.87
R5	一般被保険者 (前期高齢者含む)	7,820,233,029	5,682,370,761	1,959,196,723	22,791	343,128	2.86
	前期高齢者(再掲)	3,764,437,075	2,831,928,943	906,831,200	6,538	575,778	0.42
R6	一般被保険者 (前期高齢者含む)	7,465,818,970	5,431,307,006	1,865,154,059	22,046	338,647	1.31
	前期高齢者(再掲)	3,699,136,058	2,786,985,504	886,344,121	6,197	596,924	3.67

【上記で使用している用語の説明】

医療費	医療機関等を受診した際に支払われている総額
保険者負担額	医療費の内、保険者である戸田市が医療機関等へ支払っている金額
一部負担金	医療費の内、被保険者が医療機関等の窓口で支払っている金額
被保険者数	戸田市国民健康保険に加入している人数(年度平均)
一人当たり医療費	医療費を被保険者数で除したもの
前期高齢者	一般被保険者のうち、 <u>65歳以上75歳未満</u> の方



令和 7 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

【歳出】

○国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う補正

(1) 内容

埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）について、埼玉県から示された試算額を用いて予算を計上していましたが、本算定を経て、令和 7 年 2 月 17 日付けて通知された決定通知書の額に基づいて補正するものです。

(2) 補正額等について

（単位：千円）

納付金の種別	補正前の額	納付金決定額	補正額
医療給付費分	2,377,195	2,391,313	14,118
後期高齢者支援金等分	837,008	856,509	19,501
介護納付金分	322,234	312,915	9,319
合計			24,300

【歳入】

○歳入不足分の調整に伴う前年度繰越金の補正

(1) 内容

納付金の額の決定に伴う歳入不足分を調整するため、前年度繰越金の増額補正を行うものです。

(2) 補正額等について

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額()
6	1	1	10	100,000	24,221

納付金の増額補正分(24,300千円) - 補助金の交付分(79千円)

○社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付に伴う補正

(1) 内容

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知広報事業に対し、令和7年度も国庫補助金の交付が行われることに伴い、補正するものです。

本市では、周知チラシの印刷に要した費用が該当します。

(2) 補正額等について

(単位：千円)

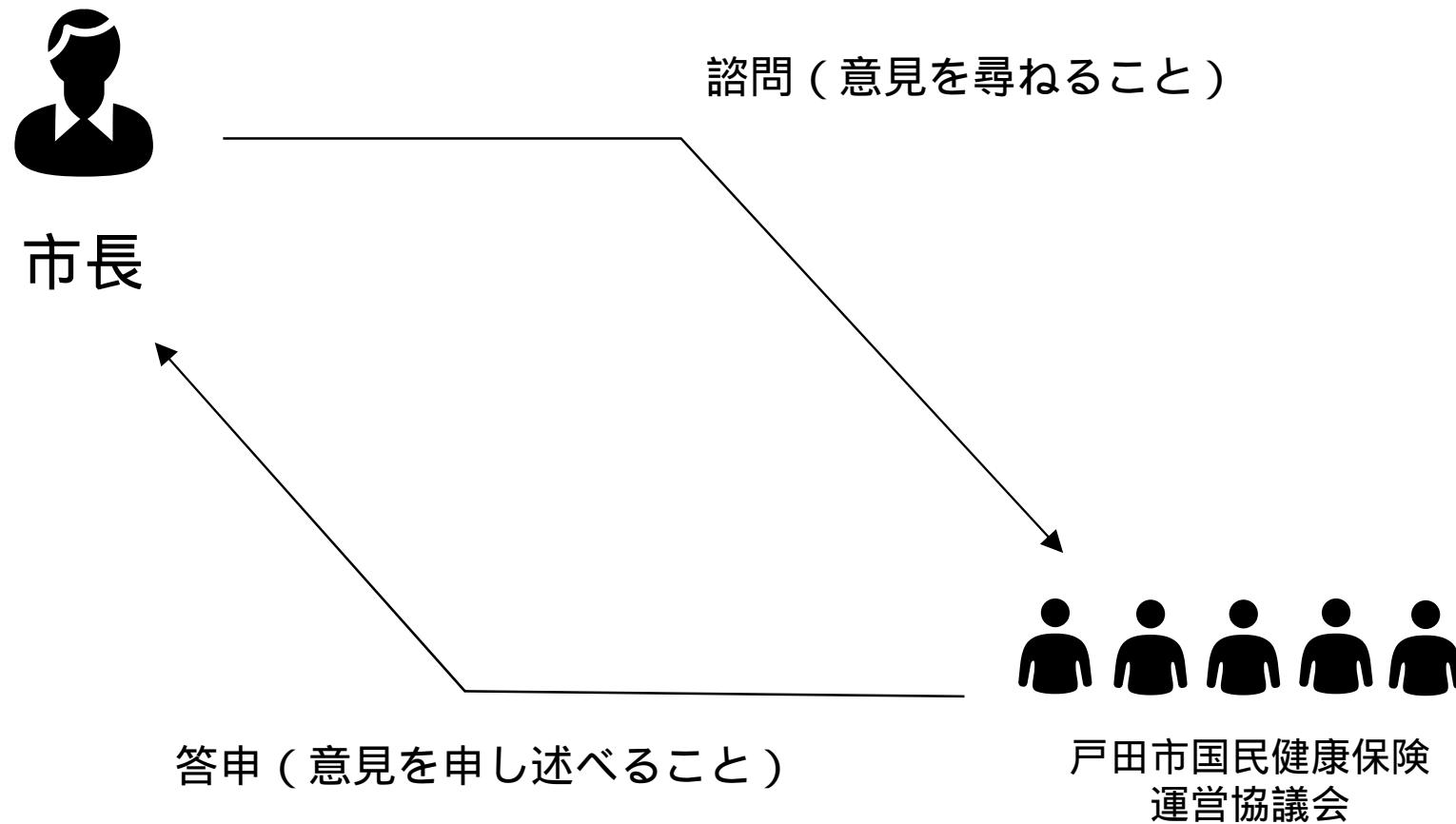
款	項	目	節	補正前の額	補正額
8	1	1	1	0	79



国民健康保険税率に係る今後の方向性について

令和7年12月
戸田市保険年金課

国民健康保険運営協議会における諮詢と答申について



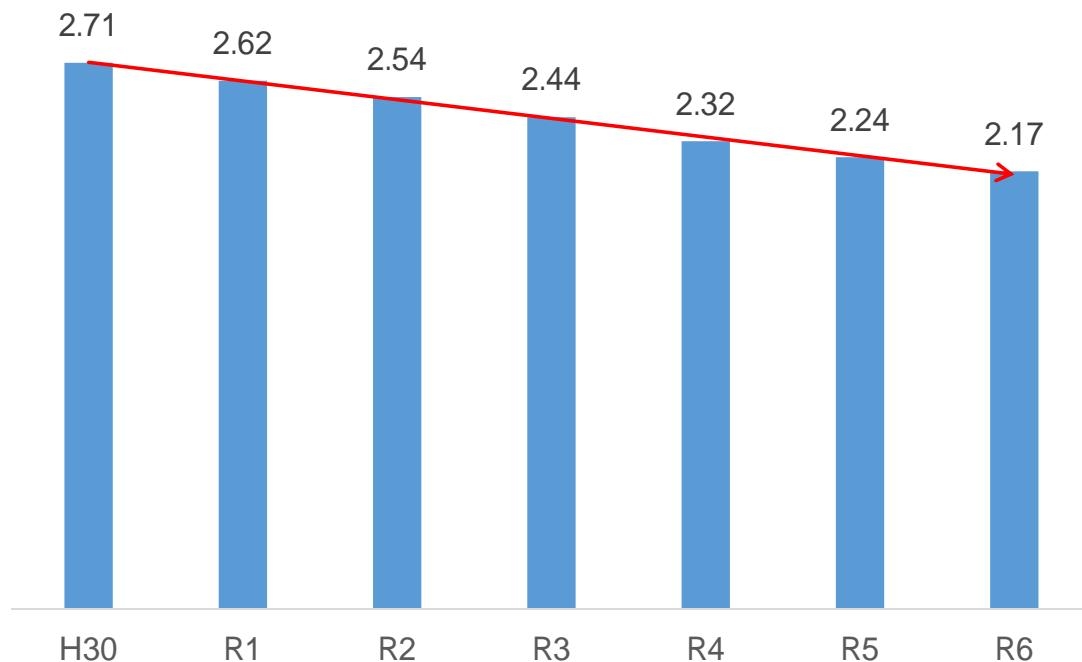
1 戸田市の国民健康保険の現状



(1) 戸田市国保の被保険者数

戸田市国保の被保険者数の推移

(単位:万人)



令和6年度末 21,674人

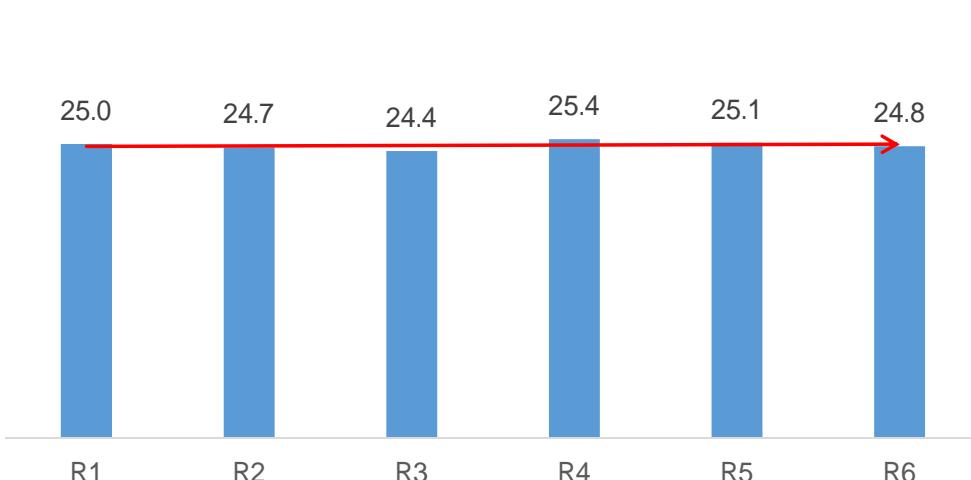
後期高齢者医療制度への移行、被用者保険への転出等により、減少傾向にある。（平成30年度以降、約20%の減）

（2）国保制度の課題と戸田市の現状

医療費適正化の更なる推進

戸田市の国保税収入（現年分）の推移

（単位：億円）

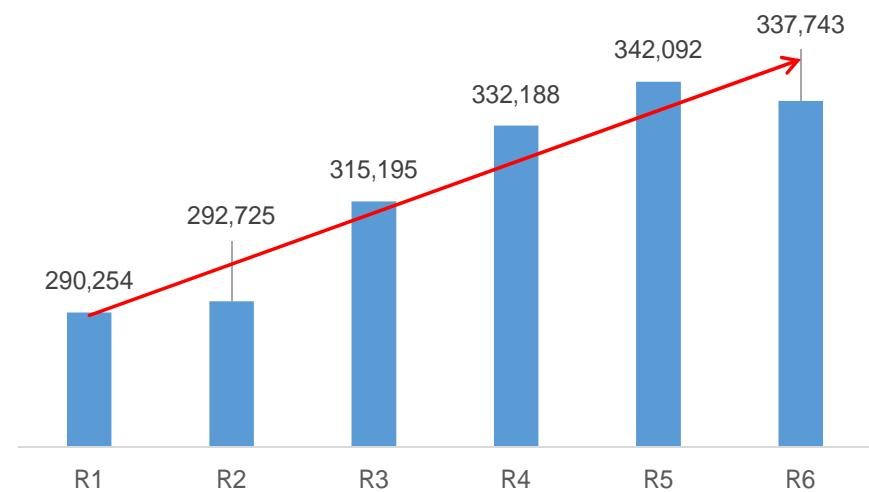


令和6年度 2,482,874,995円

被保険者の減少・所得の増減・収納率の向上・税率改正等、複数の要因を反映しているが、結果としては、ほぼ横ばいである。

戸田市国保の被保険者 1人当たり医療費

（単位：円）



令和6年度 337,743円/年

戸田市の国保の被保険者全体の1人当たり医療費は、県内では低額（ ）ではあるものの、増加傾向にある。

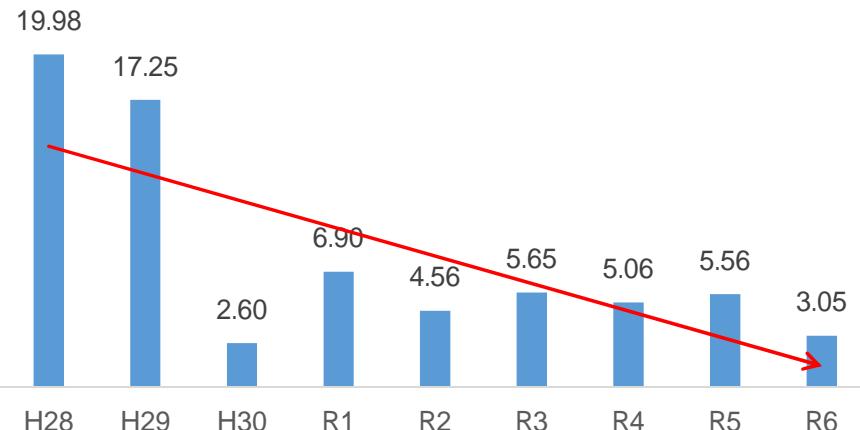
市町村平均 387,690円（63市町村中62位）

（3）国保制度の課題と戸田市の現状

法定外繰入の解消

その他繰入金の額の推移

（単位：億円）

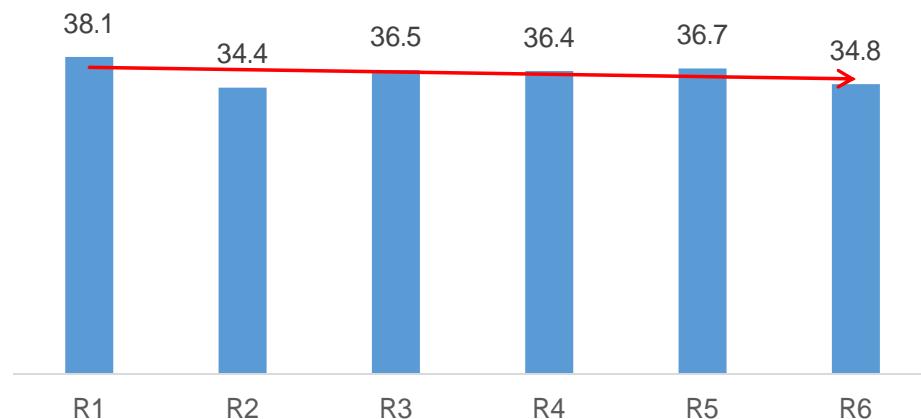


令和6年度その他繰入金 304,673,000円

国保改革により国や県からの財政支援が拡充し、ピーク時から大幅に減少しているが、令和5年度時点で、5億円超の法定外繰入を行っている。

納付金の額の推移

（単位：億円）



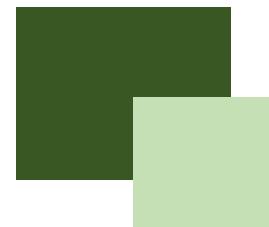
令和6年度納付金 3,483,105,518円

被保険者数の減少にかかわらず、医療費や所得額（ ）から算出される納付金は、ほぼ横ばいの状況が続いている。

戸田市の1人当たり所得 828,430円（県平均675,987円）

出典：埼玉県提供「令和8年度納付金仮算定資料」

2 埼玉県国民健康保険運営方針と 保険税水準の統一



(1) 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の概要

基本的事項

ア 概要	県と市町村が国民健康保険を共同運営する際の統一的な指針
イ 根拠規定	国民健康保険法第82条の2
ウ 対象期間	令和6年4月1日～令和12年3月31日

保険税水準の統一

完全統一に向けて3段階に分けて進める

令和6年度～ 納付金ベースの統一

- ・納付金の算定に医療費水準を反映しない

令和9年度～ 準統一

- ・税率を市町村ごとの標準税率に設定
- ・賦課方式を2方式に統一
- ・賦課限度額を政令で定める金額で統一
- ・その他繰入金の繰入れを実施しない
- ・全市町村で同一水準の保健事業の実施を目指す

令和12年度～ 完全統一

- ・税率を県内統一の標準税率に設定

医療費の見通し

被保険者1人当たりの医療費

被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、増加見込み

医療費の総額

被保険者数は減少するが、1人当たり医療費の増加に伴い、増加見込み

1人当たり医療費

令和3年度
35.9万円

医療費総額

5,491億円

被保険者数

152.9万人



令和11年度
40.3万円

5,493億円

136.2万人

（2）保険税水準の統一に向けての主な取組

保険税率	段階的な税率改正等による市町村標準保険税率との乖離の是正
賦課方式	2方式に統一（均等割・所得割） 3方式（均等割・所得割・平等割） 4方式（均等割・所得割・平等割・資産割）
賦課限度額	政令（地方税法施行令）で定める金額で統一（政令と同日から適用）
法定外繰入	令和8年度までに解消
保健事業	全市町村における同一水準の被保険者サービスの提供

(3) 近隣自治体の対応状況

埼玉県国民健康保険運営方針への対応状況

	県の統一基準	さいたま市	川口市	和光市	蕨市	朝霞市	戸田市
賦課方式	2 方式				× (4 方式)	× (4 方式)	
賦課限度額	政令で定める額		×		×	×	
保険税率	標準保険税率						

- ・どの自治体も保険税率は標準保険税率に達していない
- ・統一に向けては、賦課方式や賦課限度額の対応も必要である

県の統一基準

賦課方式は、所得割・均等割の 2 方式

賦課限度額は、地方税法施行令の規定による限度額

保険税率は、標準保険税率に統一

(4) 他都道府県の対応状況

第205回厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料から抜粋

- 完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県
- 完全統一の目標年度を定めている都道府県

- ・R9年度：滋賀県
- ・R11年度：福島県、大分県
- ・R12年度：北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
- ・R12年度～R17年度：広島県
- ・R15年度：群馬県
- ・R18年度：神奈川県、香川県
- ・未設定_(納付金ベースは達成)：三重県、長崎県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

- 納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県

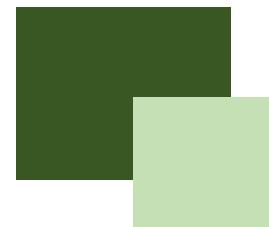
都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度	長野県	・納付金ベースの統一：R12年度
宮城県	・完全統一：次期期間中	岐阜県	・完全統一：今後協議
	・納付金ベースの統一：R8年度	静岡県	・完全統一：将来的に目指す
	・完全統一：今後協議（独自基準統一：R12年度）	愛知県	・完全統一：R12年度
秋田県	・完全統一：将来的に目指す	山口県	・完全統一：今後協議
山形県	・完全統一：将来的な課題	鳥取県	・完全統一：R12年度
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度	徳島県	・完全統一：今後協議
	・完全統一：収納率較差が一定程度まで縮小された段階から実現	愛媛県	・完全統一：将来的に目指す
千葉県	・完全統一：段階的に進める		・完全統一：R11年度
東京都	・完全統一：段階的に進める		・完全統一：今後協議
富山県	・完全統一：今後協議		・完全統一：R15年度
新潟県	・完全統一：今後協議	鹿児島県	・完全統一：R15年度

※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $a = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

- 納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない都道府県

- ・茨城県、石川県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

3 戸田市の国民健康保険税の課題



（1）戸田市の国民健康保険税率の現状

保険税水準の統一に向けた議論

平成30年度以降、3回税率改正を実施しているが、埼玉県が示す戸田市の標準保険税率を下回っている。

		H29以前	H30改正	R4改正	R5改正	R7	R8標準保険税率
医療分	所得割率	6.6%	8.0%			8.0%	8.35%
	均等割額	18,000円	2,0000円	25,900円	31,800円	31,800円	50,759円
後期分	所得割率	1.35%	1.6%			1.6%	3.02%
	均等割額	9,000円	9.500円			9,500円	18,252円
介護分	所得割率	1.2%	1.42%			1.42%	2.62%
	均等割額	11,500円	12,500円			12,500円	18,579円

「医療分」：国保の被保険者の医療費に充てられるもの

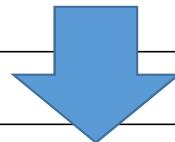
「後期分」：後期高齢者医療制度の被保険者の医療費に充てられるもの

「介護分」：介護保険の第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の介護保険料に充てられるもの

(2) 子ども・子育て支援金制度への対応

子ども・子育て支援金制度の概要

社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくため、「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部として「子ども・子育て支援金」が充てられることになります。この支援金制度は、令和8年度から令和10年度までにかけて段階的に構築され、高齢者や事業主を含む全世代・全経済主体から、医療保険料と併せて所得に応じた拠出（子ども・子育て支援納付金）が必要となる。



子ども・子育て支援納付金の総額のうち、被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安は、令和8年度は概ね6,000億円、令和9年度は概ね8,000億円、令和10年度は概ね1兆円とされている。

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

戸田市の令和8年度標準保険税率（仮算定） 所得割率 **0.27%** 均等割額 **1,760円**（18歳以上均等割額 145円を含む）

【参考】全国的な負担額のめやす（令和6年3月 子ども家庭庁の試算）

1人当たり見込み額（月額）	令和8年度 250円	令和9年度 300円	令和10年度 400円
	（年額 3,000円）	（年額 3,600円）	（年額 4,800円）

（3）戸田市国民健康保険運営協議会の委員からの意見

税率引上げはやむを得ない

- ・このままでは地方公共団体の財政が破綻する。
- ・厳しい財政状況や公平性、受益者負担の原則等を考えると、計画通りに税率改正を進めていかざるを得ない
- ・一般会計からの繰入れや医療費の増加等、税率の引上げは仕方がない
- ・医療費がこれからも高くなっていくことは分かっているので保険税を上げていくしかない

税率引上げの負担増が心配

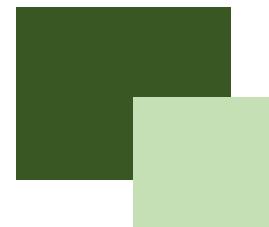
- ・各世帯への負担増が大きくなるので心配
- ・税率を上げることにより加入者の負担が増えたり、未納者が増加するのではないかと心配
- ・物価が上がっている状況で国保税引上げは残念

その他の意見

- ・医療費を削減する方法を検討していく方が現実的
- ・加入者に対して戸田市国保の現状・各種取組み内容を丁寧に説明することが必要
- ・保険税の負担増を抑制するため、引き続き保健事業の推進・更なる医療費適正化の取組みをお願いしたい
- ・子ども・子育て支援金制度の開始を考慮して税率を定めた方がいい
- ・負担能力のあるところが負担するべき
- ・無駄な医療費の減少につながる周知が必要

令和7年度第1回戸田市国民健康保険運営協議会（R7.6.20開催）における委員からの意見

4 国民健康保険税率の準統一による 影響額



(1) 人数別・所得別の世帯割合

(世帯人数別の割合)

世帯人数	割合
1人	72.40%
2人	18.80%
3人	5.59%
4人	2.46%
5人以上	0.74%
計	100.00%

(世帯所得別の割合)

世帯所得	割合	
0円 ~ 430,000円	33.19%	
430,001円 ~ 1,000,000円	12.31%	58.45%
1,000,001円 ~ 1,500,000円	12.95%	
1,500,001円 ~ 2,000,000円	10.40%	
2,000,001円 ~ 2,500,000円	8.85%	25.56%
2,500,001円 ~ 3,000,000円	6.32%	
3,000,001円 ~ 3,500,000円	4.04%	
3,500,001円 ~ 4,000,000円	2.66%	8.67%
4,000,001円 ~ 4,500,000円	1.97%	
4,500,001円 ~ 5,000,000円	2.04%	
5,000,001円 ~ 5,500,000円	0.11%	2.95%
5,500,001円 ~ 6,000,000円	0.80%	

世帯所得	割合	
6,000,001円 ~ 6,500,000円	0.72%	
6,500,001円 ~ 7,000,000円	0.56%	1.70%
7,000,001円 ~ 7,500,000円	0.42%	
7,500,001円 ~ 8,000,000円	0.31%	
8,000,001円 ~ 8,500,000円	0.28%	
8,500,001円 ~ 9,000,000円	0.24%	
9,000,001円 ~ 9,500,000円	0.15%	
9,500,001円 ~ 10,000,000円	0.10%	
10,000,001円 ~	1.59%	
計		100.00%

(2) 現行税率と標準保険税率の比較

令和7年度		
医療分	所得割	8.00%
	均等割	31,800円
後期分	所得割	1.60%
	均等割	9,500円
介護分	所得割	1.42%
	均等割	12,500円
子ども分	所得割	0.00%
	均等割	0円
計	所得割	11.02%
	均等割	53,800円



標準保険税率 (令和8年度)	比較
8.35%	0.35%
50,759円	18,959円
3.02%	1.42%
18,252円	8,752円
2.62%	1.20%
18,579円	6,079円
0.27%	0.27%
1,760円	1,760円
14.26%	3.24%
89,350円	35,550円

- 現時点では、令和7年11月に県が算定した令和8年度標準保険税率が最新となっています。

(3) モデル世帯における影響額の試算(年額)

世帯構成	令和7年度	標準保険税率 (令和8年度)	増加額
世帯 (世帯所得 43万円 1人世帯)	12,300円	21,100円	8,800円
世帯 (世帯所得 43万円 1人世帯) 介護分あり (40歳~64歳)	16,000円	26,600円	10,600円
世帯 (世帯所得100万円 1人世帯)	96,000円	136,900円	40,900円
世帯 (世帯所得100万円 1人世帯) 介護分あり (40歳~64歳)	116,500円	170,400円	53,900円
世帯 (世帯所得150万円 1人世帯)	144,000円	195,200円	51,200円
世帯 (世帯所得150万円 1人世帯) 介護分あり (40歳~64歳)	171,600円	241,800円	70,200円
県モデル世帯 (40代1人世帯 所得200万円)	226,700円	313,000円	86,300円
県モデル世帯 (70代夫婦2人世帯 所得100万円)	96,000円	136,900円	40,900円
県モデル世帯 (40代夫婦と子ども1人の3人世帯 所得300万円)	432,000円	613,900円	181,900円

委員のご質問に対する回答（令和7年6月20日 第1回 戸田市国民健康保険運営協議会開催後）

	質問	回答案
1	子ども・子育て支援金制度への対応に伴う国民健康保険の3年連続の上乗せや埼玉県から示された令和9年度標準保険税率の推計によると、各世帯への負担増となることが理解できました。 この負担増については、低所得世帯に対して保険税率の引き上げの幅の軽減措置（3年間での引き上げを4年間とする等）などの対応について、検討する余地は残されているのでしょうか。	子ども・子育て支援納付金分については、3年での引上げ自体が法律上の激変緩和措置となっておりますので、3年を4年にすることは難しいと考えます。 また、低所得世帯に対しては、均等割の軽減（2割、5割、7割）を適用することにより、ある程度、負担増を緩和することができると考えております。
2	直近の国保税の収納率（推移）をご教示いただけますでしょうか。	令和6年度（現年分） 医療分 92.8% 後期分 92.8% 介護分 92.5% 令和5年度（現年分） 医療分 92.8% 後期分 92.8% 介護分 92.5% 令和4年度（現年分） 医療分 92.4% 後期分 92.3% 介護分 92.5%
3	意見ではなく確認となるのですが、御説明いただいた資料P22の「モデル世帯による試算」では3人家族世帯では209,649円の引き上げという現実的には適用できない税率となっているかと思います。 近隣県と比較して統一目標が早い時期の設定となっていることを鑑み、他市町村と共同して、妥協できる税率の上げ方を県に申し出る等、戸田市健康福祉部保険年金課様としては何か案をお持ちなのでしょうか？	県では、令和8年度に第3期国民健康保険運営方針の中間見直しをすることとなっておりますので、見直しの議論を注視してまいります。
4	今後人口減少傾向ですが、一人当たりの負担額は増加傾向にあるようなので、個人の負担割合について、将来的には検討しなければいけないのでしょうか？	ご指摘のとおり、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあるところです。将来的には、国主導で負担割合の見直しが議論される可能性もありますが、本市としては、保健事業の効果的・効率的な実施等を通じて、引き続き、医療費適正化のための取組に力を入れていきたいと考えております。
5	1つ目は、加入者の戸田市に納入する保険税の税率は所得によって決まると思いますが、その税率は各市町村で違うのでしょうか？ 2つ目は、戸田市が県に納入する事業者納入金の割合はどのくらいですか？ これも各市町村で割合は違うのでしょうか？	1つ目について、国民健康保険税の税率は、各市町村が条例で定めているため、市町村によって異なります。 2つ目について、県に納付する事業者納付金の額は、県全体で必要な保険給付費を市町村ごとの国民健康保険の被保険者の所得水準等で按分して決定されるため、各市町村で異なります。 (参考)戸田市の按分率 被保険者数按分率 1.7% 所得按分率 2.1% 63市町村で均等に按分した場合の按分率は約1.6%となります。

戸保第2365号
令和7年12月18日

戸田市国民健康保険運営協議会
会長 助友 裕子 様

戸田市長 菅 原 文 仁



戸田市国民健康保険税の税率改正について（諮問）

平素より、本市の国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担っており、被保険者の医療機会の確保や健康の維持増進に大きく寄与しているところです。

また、国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は、当該地域におけるきめ細かい国保事業を担うこととする制度改革が行われたことに伴い、それぞれが共通認識の下で保険者として制度を運営していくため、県内統一の運営方針を定めることとされました。これを受け、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を定め、各市町村は、国保財政の安定的な運営のための取組を進めているところです。

現在、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第3期運営方針が策定され、埼玉県が示す市町村標準保険税率による課税を県内全ての市町村で令和9年度までに実施することが明記されています。

つきましては、戸田市国民健康保険の健全な運営のため、保険税率の改正について検討いただきたく、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

第3期運営方針に基づく保険税率の統一に向けた戸田市国民健康保険税の税率改正に係る対応について